

仕 様 書

1 業務名

重要文化財「岩手県平泉遺跡群（柳之御所遺跡）出土品」保存業務

2 趣 旨

重要文化財「岩手県平泉遺跡群（柳之御所遺跡）出土品」（岩手県所有）について、公開・活用に供し、かつ将来にわたって適切に保管するため、脆弱な指定品について保存修理等を施すものである。

3 委託期間 契約日～令和9年3月26日

4 対象資料

重要文化財「岩手県平泉遺跡群（柳之御所遺跡）出土品」のうち

資料名	資料 番号	口径 /長さ (mm)	器高 /幅 (mm)	遺存率 (%)	種別	品質・形状・材質等
呪符	838	18.1	18.0	100	木製品	隅切
杓子	460	31.4	13.7	95	木製品	2片接合
漆刷毛	495	18.7	3.2	95	刷毛	柄元付近両側3ヵ所に切欠き
刷毛柄	496	17.1	2.2	98	刷毛	先端部一部欠、毛先欠
刷毛柄	497	12.7	2.1	95	刷毛	毛先欠
木簡	817	4.5	2.4	100	墨書木製品	墨書(楷書風), 削屑, 「四段入・・・」
木簡	818	4.7	2.5	100	墨書木製品	墨書(楷書風), 削屑, 「□四十・・・」
木簡	819	3.2	1.6	100	墨書木製品	削り屑
木簡	820	11.4	1.7	100	墨書木製品	削り屑, 「月・・・」
木簡	821	10.5	1.5	100	墨書木製品	削り屑, 「口 上ヵ」
木簡	830	4.0	1.5	100	墨書木製品	墨書(草書風), 削屑, 「少ヵ」
木簡	835	8.8	2.2	100	墨書木製品	墨書(草書風), 削屑, 「ひをりと(飛遠里登)ヵ」

以上12点

5 対象資料の現状

資料は木製品で、仮接合及び一部欠損部を樹脂によって修復した状態にあり、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター（平泉町）の収蔵庫に保管している。

資料は経年による劣化で脆弱なものもあり、取り出しや移動等には十分な注意を必要とする。

6 資料の保管場所

岩手県立平泉世界遺産ガイドダンスセンター 岩手県西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽 108-1

7 業務に必要な実績

入札公告の日から過去5年以内に、官公庁の発注における重要文化財指定の木製品の保存修理実績があること。

8 保存修理等の仕様について

(1) 修理・復元〔対象資料 838, 460 2点〕

ア 対象資料は脆弱な状態にあるため、先ずX線デジタル撮影を行い、状態を調査した上で写真撮影を行い現状の記録を行うこと。尚、X線の撮影は500dpi以上の解像度で撮影すること。

イ 仮接合してある破片はすべて解体した上で、既存の接着剤の除去、及びクリーニングを施す。その際、モニターでX線画像をコントラスト調整しながら破損につながるクラックなどが無いことを確認を行い、修理必要と判断した際は、慎重に適切な処理を施すこと。

ウ 破断面に強化処理が必要と判断した箇所には、溶剤で希釈した可逆性のある樹脂を塗布する等、適切な処理を施すこと。

エ 接合はひずみが出ないように接合すること。なお、接着剤はアクリル樹脂を使用し、十分な強度を保持すること。

オ 欠損箇所が大きい場合は、あらかじめ監督員と協議の上、復元作業を施し、形状が安定した状態を保つように充填復元すること。

カ 色彩は樹脂に適した変色・褪色の起こり難いアクリル絵の具を選定し、薄い色を塗り重ねて色調・材質感を十分に再現できるように施すこと。なお、色彩箇所は現物と充填部分の区別ができるように僅かに明度を落とすとともに、資料原形を汚さないよう十分注意すること。

(2) アクリルケースの作製〔対象資料 資料番号817～821・830・835 7点〕

ア ポリエチレンシートを木簡の形状に合わせて切り抜き、中敷きを作製する。

イ 中敷き両面をアクリル板で挟み、四隅をビス止めする。ビスはポリカーボネート製を使用すること。

ウ 対象資料をまとめて封入するか、個別に封入するかは初回打ち合わせ時に協議する。

エ 製作図案を作成し、承認を受けた後に製作を開始すること。

(3) 安定台座の作製〔対象資料 資料番号460, 495・496・497, 817～821・830・835 11点〕

公開及び保管時の欠損防止を目的とした安定台座を作製する。

ア 対象資料を箔で養生の上、シリコーンを使用して型取り、安定台座を作製する。

※型にシリコーンを流し込む前に脱泡装置を使用して完全脱泡をおこなうこと。

イ 収納枠を製作し、その内にシリコーン製安定台座を据え付ける。

ウ 安定台座以外の材質は桐又はアクリルとし、資料の安定保管と公開時に視覚的な妨げにならない形状とする。

エ 製作図案を作成し、承認を受けた後に製作を開始すること。

(4) 保存箱の作製〔対象資料 資料番号460, 495・496・497, 817～821・830・835 11点〕

資料の安定化のために資料の形状に合わせた専用の保存箱を製作し、納入する。製作する保存箱は次に掲げる仕様を満たすものとする。

ア 保存箱は展示ケースとしても使用できるものとする。

イ 使用する素材は透明度の高いアクリル樹脂(全光線透過率92.6%程度またはそれを上回るもの)を使用。厚みは3mm以上とする。

ウ 保存箱は気密性の高いものとし、換気回数は0.5回/日以下とする。なお、納入時、換気回数試験を実施したデータを提出すること。

エ 保存箱内に資料劣化要因となる有害なアルカリ性または酸性ガスの発生がないよう、製作する素材および使用する接着剤には特に注意を払うこと。なお、製作後、パッシブインジケータによる検査を実施し、有害ガス発生がみられないことを確認すること。納品時にはその検査結果も併せて提出すること。

オ 保存箱の製作前に、図面等を作成し、岩手県教育委員会担当者と協議を行うこと。

カ 保存箱の製作方法及び対応については、本仕様書の内容の他、文化庁並びに岩手県教育委員会の指導・指示を受けること。

9 保存修理資料の運搬について

(1) 保存修理に係る資料の運搬に当たっては、重要文化財の運搬に実績のある業者に委託し、搬送に当たっては美術品専用車を使用すること。

(2) 搬出時は、担当者、受託者が共に立会い、資料の相互点検、確認及び記録写真を撮影すること。

(3) 輸送の際の責任は受託者が負うものであること。

10 指導及び打合せについて

(1) 保存修理実施前及び終了時に、県担当者同席の下、文化庁文化財第一課の担当調査官の指導を受けること。

(2) 契約締結後、速やかに委託内容に関する打合せを行うこと。その後、受託者又は委託者が必要と判断した場合は、その都度打合せを行うこと。なお、打合せに要する経費は受託者の負担とすること。

11 結果報告書

(1) 保存修理終了後、保存修理結果報告書を2部提出すること。保存修理報告書は、修理前、修理後写真、及び作業手順の説明を骨子とし、その他修理後の資料を保管する上で参考となる事項をまとめたものとする。

(2) デジタル写真データはメディアにて提出すること。